

1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質へ ～過去に業務従事していた労働者も健康管理が必要です～

労働安全衛生法施行令等が改正され、1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質に追加されました。洗淨・払拭業務に従事する労働者等に対し、健康障害防止措置を講ずる必要があります。

1,2-ジクロロプロパンとは

- ・ オゾン層破壊物質の代替品として、主に1990年代中ごろから2012年ごろまでに販売されたインク洗淨剤に含まれています(有害性は、裏面参照)。
- ・ 洗淨・払拭業務を行わせる場合は、次のような措置を講じなければなりません。

作業主任者の選任	
局所排気装置等の設置	
作業環境測定	
作業場への掲示	
作業の記録	

特化則第27条(平成26年10月から)
特化則第38条の8(平成26年10月から)
特化則第36条,第36条の5(平成26年10月から)
特化則第38条の3(平成25年10月から)
特化則第38条の4(平成25年10月から)

健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5(平成25年10月から)

- 対象:1,2-ジクロロプロパン洗淨・払拭業務に 常時従事する労働者、 常時従事させていたことがあり現に雇用している労働者
- 方法:6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について実施
- 保存:健康診断結果個人票(様式第2号)による(30年間)
- 通知:健康診断の結果を労働者に通知
- 提出:所轄労働基準監督署長に、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を提出
有機溶剤に1,2-ジクロロプロパンを混合し、その合計が5%を超える場合は、混合有機溶剤としての健康診断も必要です。

1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断のポイント

- ・ 1%を超えて含まれている製品を用いて、洗淨・払拭業務に常時従事していた労働者が対象です。
- ・ 検査は問診と血液検査が中心です。急性中毒だけではなく、吸い込んで何年も経ってから発症する*胆管がんなどの検査を含みます。
* 高濃度ばく露を長期間にわたり続けると、胆管がん発症の可能性があると考えられています。
- ・ 特殊健康診断は、一般定期健康診断とは異なり、労働者数50人未満でも健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出してください。

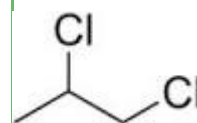
健康管理手帳

安衛則第53条(安衛法第67条)

このうち、3年以上の従事経験などの要件を満たす方については、離職後も健康診断を行っていただく必要があります。離職時に、都道府県労働局で健康管理手帳の交付を受けてください。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン		
発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。(沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



内容についてのお問合せは、都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課で承ります。

都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3007
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8223
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4603
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5004
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6206
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-1-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1616
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-5-7 横浜第2合同庁舎	045(211)7353
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井	910-8559	福井市春山1-1-5 福井春山合同庁舎	0776(22)2657
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-1 1	055(225)2855
長野	380-8572	長野市中御所1-2-2-1	026(223)0554
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-1-3 岐阜合同庁舎	058(245)8103
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-5-0 静岡地方合同庁舎	054(254)6314
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256
三重	514-8524	津市島崎町3-2-7-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6650
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町4-5-1	075(241)3216
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-6-7 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6500
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9153
奈良	630-8570	奈良市法蓮町3-8-7 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-8-9-9	0857(29)1704
島根	690-0841	松江市向島町1-3-4-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-3-0 広島合同庁舎第2号館	082(221)9243
山口	753-8510	山口市中河原町6-1-6 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川	760-0019	高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎	087(811)8920
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5204
高知	780-8548	高知市南金田1-3-9	088(885)6023
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-1-1-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4798
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-2-0 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-1-0-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3186
大分	870-0037	大分市東春日町1-7-2-0 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3213
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-2-2 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町1-3-2-1 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)4402

